

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の運用について（例規）

〔昭和45年10月30日〕
〔兵警装例規第55号〕

（概要）

この例規は、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する事務処理について、警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和38年兵庫県条例第40号。）及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和41年兵庫県公安委員会規則第7号。）によるほか、必要な事項を定めたものである。